

排他的経済水域・大陸棚の 境界画定に関する国際法理

—東シナ海における日中間の対立をめぐって—

栗林 忠男*

International Law Issues on the Delimitation of an Exclusive Economic Zone and Continental Shelf : Conflicts on the Maritime Boundary between Japan and China in the East China Sea

KURIBAYASHI Tadao

The new international legal order of the ocean has been extensively embodied in the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS), which was adopted at the Third U. N. Conference on the Law of the Sea in 1982 and became effective in 1994.

The sovereign right and jurisdiction of a coastal state in its 200-mile exclusive economic zone (EEZ) and continental shelf has largely expanded under UNCLOS. As a result, many disputes on the maritime boundaries have occurred all over the world among states whose coasts are opposite or adjacent to each other. The East China Sea is not an isolated case. The dispute was provisionally settled between Japan and Korea by the Japan-Korea Continental Shelf (South) Agreement of 1974 with respect to the overlapping areas of their claims in the East China Sea, but no such agreement has been concluded between Japan and China in the same sea.

It is provided in UNCLOS, to which both Japan and China are the parties, that the delimitation of the exclusive economic zone or continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution (Arts.74 and 83). Since this provision does not offer any clear legal basis for settling maritime boundary disputes, one must have recourse to international customary law and judicial judgments.

Two principles of international law have been advocated for the delimitation of maritime boundaries: the equidistance principle and the equitable principle. Relying upon the former, China has claimed application of the natural prolongation theory of its land territory in order to extend its continental shelf up to the Okinawa Trough near the Okinawa Islands. On the other hand, Japan, supporting the latter principle, has consistently attempted to apply the median line, every point of which is equidistant from the nearest points on the baselines from which the breadth of the EEZ of each of the two States is measured. The conflict of the two States' positions has not yet been solved.

* 東洋英和女学院大学 国際社会学部 教授
Professor, Faculty of Social Sciences, Toyo Eiwa University

The judicial opinions of the International Court of Justice (ICJ), as shown in many cases concerning the delimitation of maritime boundaries, seem to indicate that the theory of natural prolongation has not played a decisive role in delimiting the overlapping continental shelves, thus gradually losing its relative importance as a legal principle, and that the use of the median line has instead gained relative weight. International law is, however, in the process of development in this respect, and some tentative arrangement for a joint development of the two States may well be conducive to the peaceful and effective use of the ocean area which is extremely precious for all states facing the South China Sea. Political prudence is strongly required for the governments concerned to get over the difficulties in drawing a concrete and satisfactory line.

キーワード：排他的経済水域、大陸棚、国連海洋法条約、海洋境界画定、東シナ海

key Words : Exclusive Economic Zone (EEZ) Continental Shelf United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) Delimitation of Maritime Boundary South China Sea

はじめに

東シナ海の海洋問題には、この地域における政治的不安定、地理的複雑性、島の領有権争いなどの多様な要因が関係するが、それらに加えて、関係沿岸国である日本・中国・韓国の間に海洋空間の境界画定に関する法的立場の対立がある。

1982年に採択された「海洋法に関する国際連合条約」(the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS)、以下国連海洋法条約という)⁽¹⁾は、従来の海洋に関する国際法（海洋法）に大幅な改革を加え、今日における国際海洋秩序の基本的な原則・規則を包括的に規定することに成功した。しかし、大陸棚(Continental Shelf)と200カイリ排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone (EEZ)、以下経済水域という)における沿岸国の権限（主権的権利及び管轄権）の拡大によって、世界中でこれらの海域に対する近隣諸国間の主張が競合的に多発するようになった。日・中・韓の海洋管轄範囲の主張が重なり合う東シナ海もその例外ではない。

日本・中国・韓国の三国はいずれも国連海洋法条約の当事国となっているが、同条約の中でも海洋資源の開発・管理等に関わる基本的な制度である大陸棚や経済水域の内容には、法的な原則・規則が未だ十分に確立されていない面がある。以前は公海の一部であった海洋部分に、

「領海」と「公海」の中間に位置づけられる「第三の海域」として新たに登場した経済水域の場合は、それが従来の海洋法にはない創設的なものであるだけに、特にそうである。また、大陸棚と経済水域の両制度の法的関係も十分に確立していない。それらの規則の発展は今後の国家実行や国際的動向（国際判例を含む）に俟たなければならず、現行国際法上そうした不明確な規範状況にあることも、東シナ海における境界画定の複雑性をもたらす一因となっている。

本稿は、海洋空間の境界画定の国際法理を考察するとともに、東シナ海における境界画定に関わる複雑な法的諸問題を整理・分析することを通じて、境界画定の法理が東シナ海における日本と中国の対立状況にいかに適用しうるかを考察する。特にこの海域の資源開発をめぐる最近の両国間の紛争の動向をふまえて、その解決に向けた若干の展望を試みようとするものである。⁽²⁾ なお、この海域には尖閣諸島の領有権をめぐって両国間に紛争があり、そのことも境界画定の困難さをもたらしている一因であるが、本稿では同島の帰属問題自体については触れないことにする。

1 東シナ海における境界画定をめぐる対立状況

東シナ海における大陸棚に関する主張の対

立が激化したのは、1968年に国連の「アジア極東経済委員会」(ECAFE)が行った海底地質調査によって有望な石油・天然ガスの賦存可能性が報告されてからである。それ以後、日・中・韓・台の間に「北東アジアのインスタント石油戦争」⁽³⁾などと表現されるような鉱区の申請・認可の重複状況が見られ、大陸棚の境界論議が俄かに激しくなった。

東シナ海は大陸と琉球弧に囲まれた閉鎖性の海域であるが、海底の大陸棚は琉球弧を越えて太平洋側まで延びているといわれる。東シナ海には琉球弧に沿って北東部で水深700m、石垣島北方で水深2,000mに達する沖縄トラフ(舟状海盆)があり、琉球弧の太平洋側では水深5,000mに達する琉球海溝(沖縄海溝)がある。沖縄トラフという「一つの大きくくぼんだしわ」の南東部に日本領土である琉球弧があって、それを越えて太平洋側の琉球海溝まで延びて行く一つの大陸棚がある、というのが日本の認識であり、従って、東シナ海の海洋境界は重複する経済水域の境界としてその中間線であるべきだと日本は主張する。これに対して、中国と韓国は、陸地領土の自然延長の原則に基づいて、中国大陆・朝鮮半島から沖縄トラフまでがそれぞれ自國の大陸棚であり、それを境界線とするべきだと主張してきた。

このように、経済水域又は大陸棚が相互に重なり合う国の中ではその境界線の画定が問題となるが、日本と韓国は境界画定の国際法理について異なる立場をとっている。韓国は、大陸棚の主張を海底の地質的特徴に基づかせており、比較的水深の浅い黄海及び対馬海峡の大陸棚(水深200メートル以下)については等距離原則に基づく中間線を採用するが、東シナ海では陸地領土の自然延長論に基づいて沖縄トラフまでとする。このような韓国の両面的な主張に対して、日本は一貫して等距離原則に依拠して中間線とする立場を維持してきた。しかし、両国の対立の膠着状況を開拓するため、日韓両国は1974年に大陸棚協定を締結し、その「南部協定」において、両国の主張が重複する南部区域(2

0の座標を結ぶ線によって設定)については、境界画定の最終解決を50年間棚上げにして共同開発方式を導入した。他方で、日本と中国の間では海底の境界画定はこれまで全く行われておらず、日本は中間線を、中国は大陸の自然延長として沖縄トラフの最深部までを、それぞれ主張してきたのである。なお、この海域の上部水域における生物資源の開発・管理等に関しては、境界画定を棚上げにして、日中間に新しい漁業協定(1997年)が締結されている。

2 大陸棚・経済水域の境界画定の法原則

(1) 等距離原則と衡平原則

大陸棚又は経済水域の境界画定に関しては、国際法上、等距離原則と衡平原則の二つの考え方がある。等距離原則(equidistance principle)とは、関係国の海岸が相対する場合も隣接する場合も領海基線から等しい距離の点を結ぶという方式をいう。1958年の「大陸棚に関する条約」(大陸棚条約)は境界画定について関係沿岸国間の合意により行い、合意がない場合は、特別の事情がなければ等距離基準に従って行うこととした(6条)。「特別事情」が存在する場合には、例外的に等距離方式が適用されないのであるから、例外を主張する国は拳証責任を負うことになる。この「等距離=特別事情」の原則に対して、衡平原則(equitable principle)とは、大陸棚の境界画定は衡平な諸原則に従いすべての関連する事情を総合的に考慮するというものであり、西ドイツとオランダ・デンマークの間で争われた1969年の「北海大陸棚事件」(the North-Sea Continental Shelf Case)における国際司法裁判所(International Court of Justice: ICJ)の判決で明示された立場である。同裁判所は等距離基準を国際慣習法化しているものと認めず、あらゆる場合に義務的な境界画定の唯一の方法はないとして、衡平原則に従いつつその地域の一切の関連事情(relevant circumstances)を考慮して、他国の「領土の自然の延長」(natural prolongation of land territory)を

できるだけ多く残すように、境界画定が合意によりなされるべきであるとした。また、そのような交渉において考慮されるべき要因として、①海岸の一般的地形及び特殊な形状の存在、②大陸棚の物理的、地質的形状及び天然資源、③大陸棚の広さと一般的方向で測られる海岸線の長さとの均衡性を挙げた。この「衡平＝関連事情」の原則によれば、等距離・中間線方式は境界画定の一つの方法に過ぎないことになる。換言すれば、等距離方式を用いることもできるが、衡平原則の観点から海域の事情に応じた他の方式もありうるから、それらを単独あるいは組み合わせて用いることになる。

(2) 国連海洋法条約の関連規定

新しい国際海洋法秩序のあり方を審議した第三次国連海洋法会議（1973～82年）の成果である国連海洋法条約では、海洋の境界画定に関する二つの原則の対立がどのように解決されたのであろうか。同会議では、海域の境界画定について等距離基準派（日本を含む）と衡平原則派（中国・韓国を含む）とが激しく対立し、結局、国連海洋法条約はいずれかの原則を特定することなく、大陸棚の境界画定は衡平な解決（equitable solution）を達成するために、国際法に基づき合意により行い、合意が得られるまでは、最終的な解決を害しない条件で実際的な性格の暫定取扱を締結する、と規定するだけに終わった（83条）。重なり合う経済水域の境界画定に関する規定（74条）もこれと同一内容である。⁽⁴⁾

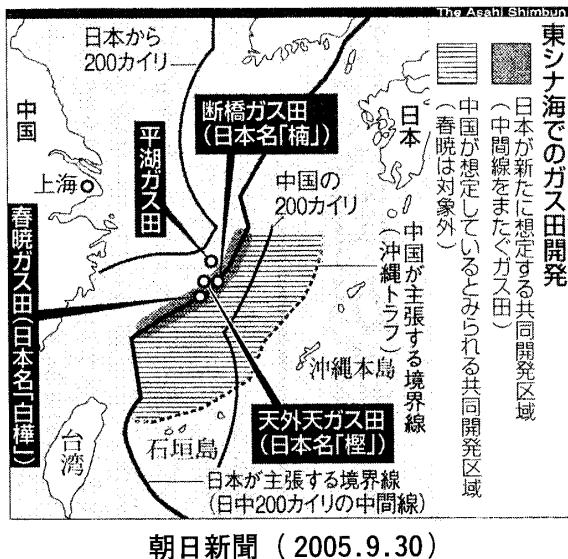
国連海洋法条約のこれらの規定は境界画定についての「国際法」が存在するものとし、合意によりその達成すべき目標を定めてはいるが、そのための方法や指標となり得る特別の基準を定めていないため、境界画定の具体的方法についての示唆はあまり得られず、⁽⁵⁾今後の具体的な国家実行を通じて、国際法が既存の画定基準を確認するかまたは新しい特別の基準を発展させることを定めることになる。⁽⁶⁾しかし、境界画定の法原則の確立は今後の国際法の発展に委ねら

れるとしても、国連海洋法条約では境界画定のための合意の目標として「衡平な解決」の達成が謳われていることから、「一応は衡平原則に有利な推定が与えられ、各国の国内法による一方的な画定を排除している」と解されることもある。⁽⁷⁾これに対して、「衡平な解決」という文言の解釈について、それを衡平原則と係らしめるべきではないという見解がある。それによれば、境界画定における「衡平」ということが強調されているのは間違いないが、それは等距離原則と対立的に見られる「衡平の原則に従う」ということではなく、「衡平な解決を達成するために」境界画定の合意が行われるということであり、境界画定の主目的は衡平な解決の達成であり、衡平原則の適用自体が目的なのではないという。⁽⁸⁾いずれにせよ、仮に衡平原則に有利な推定が認められるとしても、それ以上に進んで、国連海洋法条約の関連規定によって衡平原則が採用されたとまで結論することはできない。そのことは、衡平原則派と等距離原則派が会議の最終段階まで譲らずに対立し、その結果前記規定のような形で決着が図られた会議の審議過程からみても自明のことである。国連海洋法条約の関連規定はいずれかの法原則を採用しているわけではなく、その決定は今後の諸国の実行の集積を通じた国際法の発展に俟たなければならない、というのが妥当な見方であると考えられる。

なお、領海の境界画定については、「二の国の海岸が向かい合っているか又は隣接しているときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとっても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線を越えてその領海を拡張することはできない」ことが国連海洋法条約で規定されており（15条）、中間線方式が採用されている。重なり合う複数国間の領海の境界画定における等距離中間線方式の適用は既に1958年の「領海に関する条約」（領海条約）においても採用されており（12条）、現在では国際慣習法上の規則になっているといつてもよい。しかし、

領海の境界画定の場合に等距離原則が適用されるからといって、国家領域の一部である領海とは法的地位の異なる経済水域や大陸棚の場合にも、それが同様に適用されるべきであるとはいえないであろう。⁽⁹⁾

3 日中両国の法的見解



朝日新聞（2005.9.30）

（1）中国の主張：領土の自然延長論

前述のように、1958年の大陸棚条約は境界画定について沿岸国の合意により行うとし、合意がない場合は、特別の事情がなければ等距離原則に従って行うと規定していた（6条）。しかし、国際司法裁判所（ICJ）が大陸棚の境界画定紛争を初めて扱った1969年の北海大陸棚事件において、同裁判所は、等距離原則を国際慣習法化しているものとせず、衡平原則に従い、「領土の自然の延長」である大陸棚を、他国の領土の延長を侵さずにできるだけ多く残すように、境界画定が合意によりなされるべきものとした。同判決は傍論として、法的概念としての「大陸棚」は陸地領土が海中に向かって自然の延長（natural prolongation）を構成しており、従って、沿岸国の権利は陸地領土（land territory）に対する主権に基づき、事実そのものからまた「始原的に」（*ab initio*）存在すると判示した。大陸棚が陸地領土の自然の延長であるとする中国（及び韓国）の立場は、この北海大陸棚事件で

ICJが打ち出した考え方によればある。しかも、この判決は黄海・東シナ海の石油資源の有望性を伝えたECAFEの調査報告とほぼ同時期に出されており、自然延長論に立つ中国と韓国にとっては、日本の大陸棚は琉球列島の西北に位置する沖縄トラフを越えては及ばない、という論拠を展開するのに絶好のタイミングとなつた。⁽¹⁰⁾ 国際司法裁判所が自然延長論を打ち出した北海大陸棚事件が存在しなければ、東シナ海における大陸棚区域の境界画定紛争は違った様相を呈していたであろう、という見方もある。⁽¹¹⁾ しかし、その後の国際判例の動向に見られるように、この時期における大陸棚の自然延長論は境界画定のための議論とは区別されずに主張されており、何故大陸棚が沿岸国に帰属するのか、あるいはどの範囲まで帰属するのかという議論（＝自然延長論）と、複数国間で重なり合う大陸棚の境界を画定する規則に関する議論（＝境界画定方式）とは区別されるべきことが次第に認識されるようになった。その結果、自然延長論が大陸棚境界画定について衡平原則を実現するための一要因に過ぎず決定的なものではない、ということが明らかになってきたのである。換言すれば、自然延長基準を用いて大陸棚がどの限界まで沿岸国に「帰属」するか、という大陸棚の帰属範囲を定めることはできても、それが大陸棚の「境界画定」の基準としてそのまま用いられるものではないということである。この区別を明確に判示したのは1982年のチュニジア・リビア大陸棚事件と1985年のリビア・マルタ大陸棚事件における国際司法裁判所（ICJ）の判決である（後述）。

（2）日本の主張：「中間線」方式

日本は1996年に国連海洋法条約を批准したが、その際に新規立法した「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」⁽¹²⁾は、「わが国が海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という）に定めるところにより国連海洋法条約第五部に規定する沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する水域として、排他的経済水域を

設ける」とし（1条①）、「わが国が国際連合海洋法条約に定めるところにより沿岸国の主権的権利その他の権利を行使する大陸棚（以下単に「大陸棚」という）は、次に掲げる海域の海底及びその下とする」としており（2条）、排他的経済水域は「領海及び接続水域に関する法律」（領海法）に定める基線からの距離が「200カイリまで」の領海を除く海域並びにその海底およびその下とされ、日本と向かい合っている外国との間では「中間線まで」、その外国との間で中間線に代わる合意した線がある場合はその「合意した線まで」の海域並びにその海底およびその下である（1条②）。大陸棚についてもこれと同様に、それぞれ「200カイリまで」、「中間線まで」または「合意された線まで」とされるが、200海里を超える外側に接する海域であって、国連海洋法条約第76条に従い政令で定めるものも大陸棚とされる（2条）。200海里を超える日本の大陸棚の範囲については、現在調査活動が行われており、2009年5月までに国連の大陸棚限界委員会へその情報を提出することが予定されている。これらのわが国国内法上の規定によれば、日本の法律に定める大陸棚は、まず「海域」を定め、その海域の海底及びその地下とされており、国連海洋法条約（76条1項）の定める大陸棚の概念とは異なる点が指摘されている。即ち、日本法においては、大陸棚は定められた上部水域の海底およびその下と位置づけられており、その意味で上部海域を経済水域として宣言することがいわば前提となっているという。⁽¹³⁾

大陸棚の境界画定の基準として日本が積極的に中間線を採用する理由は必ずしも明らかにされていないが、第三次国連海洋法会議が実質的に開始された1974年の第二会期（カラカス）において日本は、「隣接する国および向かい合う国との間の大陸棚または沿岸海底区域の境界画定の問題に関しては、・・・（中略）一定の特別な状況を除いては、等距離原則が一般的に採用されるべきであると信ずる。その見地は、先例によって十分正当化される」という発言をしている。⁽¹⁴⁾ 学説においても、相互に向かい合う国の場合

境界画定における中間線方式の意義については、次のように言われている。「『相互に向かい合う海岸を持つ諸国』の間では自然延長としての大陸棚が接合し重複するので、その境界画定は国際慣習法に従っても等距離基準（中間点）によることとなる。したがってこの場合には、小島・岩礁の存在とか海岸の小さな湾入など、その海域の特別事情を援用して境界画定の不均衡を是正しうる余地はもともと少ない。他方、『隣接する諸国』の間では、等距離基準の適用の結果生じうる不均衡を是正するため、特別事情の果たす役割はきわめて大きなものとなる。国際司法裁判所は、このような判断に立って、少なくとも隣接する諸国間の大陸棚の境界画定については、一般に等距離基準の適用がなく、国際慣習法上は、領土の自然延長を構成する大陸棚部分を確保できるように衡平原則によるべきものと指摘したのである（前記「北海大陸棚事件」判決）」⁽¹⁵⁾。他方で、沿岸国の権利が大陸棚のように陸地に対する権利から当然に由来するものではない経済水域の概念においては、海底の地質が陸地領土の自然の延長であるかどうかはあまり意味のないものとなり、特に海岸線が向かい合う海域においては、中間線が重要性を帯びることになる。⁽¹⁶⁾ わが国が、国内法において、少なくとも200海里内の大陸棚の位置づけを経済水域制度の優越性の中に包摂する構成をとるもの、そうした思考によるものと推測される。

諸国の国家実行を眺めると、多くの海洋境界画定協定に見られるように、等距離原則が多用されていることがしばしば指摘されてきた。ただ、この原則は厳密に適用された場合のほか、基点を減らす簡易等距離方法や、画定作業の第一段階で等距離線または中間線を引き、その上で特有事情を考慮してその線を適宜修正するという修正等距離方法がとられる場合が多い。また、地理その他の事情があまり複雑でない場合は、当事国は等距離方法による協定に達することが多い、特別の事情が境界画定を困難にするようなときに、裁判に訴える傾向が見られる。⁽¹⁷⁾

4 国際判例の動向

このように、大陸棚や経済水域の境界画定については、これまで多くの二国間協定が締結されてきたが、同時に幾つかの国際裁判の対象にもなってきた。日本は領海、接続水域、経済水域及び大陸棚のそれぞれの境界線について、外国との合意で中間線以外の線を探る場合を除いて、中間線を探ることを国内法上明示しているが、⁽¹⁸⁾ そのような立場は境界画定の国際的動向とどのような関係にあるのであろうか。

英仏大陸棚事件（1977年）、チュニジア・リビア大陸棚事件（1982年）、メイン湾海域境界画定事件（1984年）、リビア・マルタ大陸棚事件（1985年）などからカタール・バハレーン海洋境界画定事件（2001年）などに至るまで、1970年代後半から海の境界画定をめぐる紛争が多発し、その解決を通じて何が衡平な解決であるかについて少しづつではあるが一般的規則が形成されつつある。もとより、これまで国際裁判の係争対象となった諸事件においては海域の地理的・地質的状況はそれぞれ異なっており、境界画定における明確な原則をこれらの国際裁判の判決から引き出すことは不可能であるが、これらの判決を通じて、海域の地質的構造は境界画定における要素としては排除され、海岸線の一般的方向、島の存在などの地理的要素が重視される傾向にある。特にチュニジア・リビア大陸棚事件判決とリビア・マルタ大陸棚事件判決はそのような立場を鮮明にした。その結果、境界画定の問題を地質的要因に関わらせる自然延長論は衡平原則を実現するための補助的な一要因に過ぎず決定的なものではない、という立場が国際判例によって次第に明らかにされてきている。即ち、国際司法裁判所はチュニジア・リビア大陸棚事件の判決において、自然延長の基準によって大陸棚の範囲を定めることはできても、境界画定の基準としてそのまま用いられるものではないということを指摘しており、また、リビア・マルタ大陸棚事件の判決において、自然延長又はそれに基づく地質学的な要因は、400海里以上離れている二国間で大陸棚の境界画

定を行う際の基準とはなりえても、距岸200カイリ以内の海底についての権原を定める際には関連性がないこと、したがって、この場合の境界画定は、両国の海岸の間に暫定的な中間線を引いたうえ、無人の島の存在や海岸線の長さなど衡平な考慮によりこれを調整して定めることとしている。⁽¹⁹⁾ 従って、現在までにある程度積み重ねられたこれらの国際判例によれば、境界画定原則自体の対立は残るとしても、重なり合う大陸棚の境界画定基準としての自然延長論は決定的なものではなく、国際判例の中で次第に比重を低下しつつあることは否定できない。他方で、このように衡平原則と関連事情⁽²⁰⁾を組み合わせて捉えることに対しては、少なくとも海岸が互いに向かい合う二国の中では、等距離基準と特別事情の組み合わせの基準によるべきだという見解があるが、この議論は経済水域と大陸棚の関係をどう認識するかに関わる面があるので、次にその点を論じることにする。

5 経済水域制度と大陸棚制度の関係

国連海洋法条約によれば、経済水域制度においては、沿岸国が200カイリにおける海中、海床及び地下の生物・鉱物資源の探査・開発・保存・管理のための主権的権利及びその他の権利を有するとされているから（56条1項）、200カイリまでの海底と地下については大陸棚と経済水域の二つの異なる制度が競合することになり、そのどちらに服すると解すべきかが問題となる。同条約においては、経済水域（第5部）と大陸棚（第6部）に関する制度はそれぞれ別個のものとして並列的に規定されており、少なくとも沿岸国が経済水域の海底と地下にある鉱物資源について主権的権利行使する場合には、大陸棚に関する同条約の規定に従うこととして（56条3項）、大陸棚制度が優越して適用されるという趣旨を打ち出している。

しかし、今日では200海里までの海底と地下は経済水域制度の中に吸収され、大陸棚制度が独自の働きを示すのは、それ以遠の大陸棚縁辺部の外延まで（自然延長の部分）についてであ

るという考えが次第に有力になっている。実際に国際裁判でも、距岸 200 カイリ以内の海底に対する権原を定めるにあたっては、自然延長論やそれに基づく地質学的な要因は関連性がないこと、むしろ第三次国連海洋法会議が進む過程で成立した国際慣習法によれば、この海底部分では、経済水域の概念に基づき海岸からの距離を基準にして決定される必要があることを指摘して、そこでは、本来の大陸棚制度の適用が否定されており（「リビア・マルタ大陸棚事件」国際司法裁判所判決）、各国も次第に、距岸 200 カイリまでの大陸棚部分については、これを経済水域の中に取り込む方向にある。⁽²¹⁾

だが、経済水域概念が定着するにつれ、200 カイリの距離基準に包摂される大陸棚の概念が経済水域制度の中に吸収されるとしても、大陸棚の境界画定までも経済水域のそれに従うかどうかについて見解は必ずしも一致していない。一方で、距岸 200 カイリまでの大陸棚と経済水域の海底・地下とが重なりあう結果、その境界画定については、海底鉱物資源の開発についての各当事国の国家管轄権の範囲を一元化する実際上の必要があるとし、大陸棚と経済水域とで等距離・特別事情の基準という同一の国際法原則を適用して、单一の境界線を設定すべきだという主張がある（「チュニジア・リビア大陸棚事件」判決における小田滋裁判官の反対意見）。これに対して、両制度では沿岸国の主権的権利の法的根拠、内容、効果も異なり、境界画定に際して考慮されるべき関連事情も同じでない以上、両者に共通する单一の境界線を設定することは必ずしも衡平原則の実現に貢献しうるものではないといわれる。⁽²²⁾ 実際にも、同一海域における経済水域の境界と大陸棚の境界とが一致しない事例は存在しており（例えば、オーストラリアとインドネシアの間のアラフラ海・チモール海における海底境界線と水域境界線の食い違いなど）、むしろ両制度を別扱いする平行主義の考え方方が有力だとさえいわれる。⁽²³⁾ ただし、当事国が单一の境界線を判決で要請したメイン湾海域境界画定事件では、衡平原則・関連

事情の基準を適用して単一の線引きを行ったという事実もある。

前述のように、経済水域の概念によって、海岸線が向かい合う海域においては中間線が重要性を帯びることになるが、東シナ海においては、それが直ちに適用され得るという保証はない。複雑な海域である東シナ海における単一の中間線は、必ずしも「衡平な解決」に導かないかも知れないからである。たとえ経済水域との抱き合せで中間線方式が認められるとしても、経済水域の導入によって境界問題に関する自国の立場が不利になりうる沿岸国が経済水域の設定を躊躇するかもしれない、また、島の領土帰属問題をかかえる国にとっては、経済水域の設定は困難であり設定しないかもしれない。その場合に経済水域における境界画定の法理がどのように海底区域の境界画定に潜在的に影響を及ぼすのかあるいは及ぼさないのかという問題は残ることが指摘されている。⁽²⁴⁾

6 東シナ海におけるその他の関連要因

（1）沖縄トラフの存在、海岸線の形状等の考慮

東シナ海における境界主張において、沖縄トラフの存在は一つの論点となっている。自然延長論によれば、中国・韓国からの大陸棚は沖縄トラフのところまで及ぶことになるが、他方、中間線を主張する日本にとっては、沖縄トラフの存在は「大きくほんだしわ」以上の重要性をもたないことになる。換言すれば、日本は、「琉球列島を越えて大きな大陸棚の中に一つのひだがある」とし、従って境界は中間線だという考え方であるのに対して、中国・韓国は、大陸棚は「その溝のあるところで終わっていて、そこまでは自然の延長」として、大陸棚の境界画定において沖縄トラフの存在を重視する立場をとっている。

海溝又はトラフ（舟状海盆）の存在が境界画定において無視された例としては、1965年のイギリス・ノルウェー協定において、ノルウェー沖合にある200 メートルの深さのノルウェー海

溝が無視され、ほとんど中間線で境界が引かれた例がある。また、国際判例（例えば1985年のリビア・マルタ大陸棚事件判決）においても、国際司法裁判所はリビア・マルタ間の大陸棚の境界線（両国間の距離は400カイリ以内）を検討したが、マルタ側の200カイリ以内に存在する深さ1000メートルの海溝の存在を境界画定において考慮しなかった。その他、1977年の英仏大陸棚仲裁判決においても、英仏の中間線よりもややフランス側にある200メートルの深さのハード・ディープが大陸棚を境界づけるものとして重視されていない。このように、大陸棚境界画定の先例においては、海溝やトラフの存在はあまり重視されていないのが実情である。⁽²⁵⁾

また琉球列島が島で構成されている一方、中国側の海岸線が大陸の海岸線であるので、中間線方法をとるとしても、海岸線の長さの比例が境界画定に影響を及ぼすかどうかが問題となる。国際判例（例えば、英仏大陸棚仲裁裁判判決）においては、英國のコーンウォール海岸とシリーチ諸島を（計算上）加えた場合に中間線を不均衡に歪めるとして、シリーチ諸島に「全部効果」ではなく「半分効果」を与えた例がある。琉球列島は、大陸とほぼ並行に走る連続した島であり、中間線方法にはあまり影響を及ぼさないという指摘もあるが、⁽²⁶⁾衡平な結果が得られるように、国際先例等に照らした具体的な検討が望まれる。

（2）尖閣諸島の問題

東シナ海には中国（及び台湾）と日本との間に領有権が争われている尖閣諸島が存在する。紙幅の関係から同島の領有権問題は省略するが、尖閣諸島は現在日本が実効支配している、台湾の北西120カイリにある5つの島と3つの岩礁からなり、1970年7月12日に台湾とガルフ石油会社が尖閣諸島を含む台湾北東海域の石油資源の探査・開発契約を締結し、これに対して日本が抗議したことから紛争が表面化した。中国も同年12月4日に同諸島の領有権を声明し、1992年には「領海接続水域法」を制定して同島を中国領土の一部と規定した。尖閣諸島付近は有

望な石油・天然ガスの埋蔵地とされているが、中国本土から東シナ海に張り出す大陸棚の東の縁に位置している関係から、中国の主張や衡平原則の適用における島の効果との絡みで島の周辺海域がどちらの国に、どの範囲まで認められるか、極めて困難な問題である。更に、同諸島が無人の島であることから、「人間が継続して居住できないかまたはそれ自身の経済生活を維持できない岩（rocks）は排他的経済水域及び大陸棚を有しない」とする国連海洋法条約の規定（121条3項）との関連で問題を残している。ただし、現在までのところ、日中両国はいずれも尖閣諸島を「島」と認定しており、沖ノ鳥島の場合とは異なり、同条の「岩」に該当するかどうかの紛議は存在しない。なお、第三次国連海洋法会議では、他国の大陸棚または経済水域に位置するか、もしくは、その地理的位置に基いて他国の通常の大陸棚または経済水域に影響を与える島はそれ自身の経済水域または大陸棚をもたない、という考え方が提案されたが、採用されなかったという経緯がある。⁽²⁷⁾

（3）大陸棚の限界確定と境界画定の関係

大陸棚がどこまで伸び得るかの問題と大陸棚が重なり合う場合の境界画定の問題は本来別の事柄である。国連海洋法条約は、大陸縁辺部の外縁が領海基線から200カイリ未満の場合にも、200カイリまでの海底を「大陸棚」として認定している（76条1項）。これに反して、中国による「大陸棚」の解釈によれば、「大陸棚縁辺部の外縁が…200カイリの距離まで伸びていない場合」にも自然延長の要素が働くとしているようであり、このような解釈に対して、「これは距岸200海里以内に大陸縁辺部の外縁が存在しない場合の大陸棚を排除しようとする論理であり、立法の趣旨からも、また『用語の通常の意味』に照らしても無理な解釈である」という反論がある。⁽²⁸⁾

また、大陸性地殻と海洋性地殻の相互関係はあくまで経済水域を超える大陸棚の延長限界を議論する際の指標であって、東シナ海のように

400カイリ未満の海域における境界画定問題とは一般的には関係ないと考えられる。国連海洋法条約によって設置された「大陸棚限界委員会」(Commission on the Limits of the Continental Shelf)（その詳細は同条約附属書IIに規定）は、200カイリを超える大陸棚の延伸を求める沿岸国から提供される情報に関して、大陸棚外側の限界の設定に関する事項につき当該沿岸国に対して勧告を行うが、沿岸国がその勧告に基づき設定した大陸棚の限界は最終的なものでありかつ拘束力を有するとされる（76条8項）。国連海洋法条約によれば、大陸棚の定義に関する規定（76条）は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国との間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではないとされている（同条10項）。同条約附属書IIにおいても、委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している国との間の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない、として確認されている（附属書II 9条）。従って、大陸棚の境界画定と大陸棚の外延確定とは別の問題と考えるべきである。

7 東シナ海における境界画定問題の展望

（1）日・中対立の最近の動向

第三次国連海洋法会議における中国の大陸棚制度に関する基本的立場は、第一に、大陸棚の境界画定は自然延長原則に基づき行う、第二に、大陸棚制度は内容上異なる排他的経済水域制度に吸収されることはない、第三に、200海里以遠の大陸棚の範囲は関係国の合意によって決める、というものであったが、北海大陸棚事件以後の国際法の発展に照らして、1980年代から厳格な自然延長論を修正して、衡平原則と国連海洋法条約の関連規定に基づいて、関係国の協議によって解決を図るという立場をとるようになったようである。他方で、外交の場では、日本の中間線方式に対する厳しい批判も行われている。⁽²⁹⁾しかし、中国の立場は中間線という具体的な画定方法をいかなる場合においても拒否

するのではなく、沖縄トラフの存在や海岸線の長さなど関連事情を考慮した上で、中間線という具体的な画定方法を排除しないともいわれており、こうした見解によれば、両国の海域境界画定問題を解決する糸口は、中間線に固執する日本がより柔軟な姿勢を示すかどうかに掛かっていることになる。⁽³⁰⁾

この関連において、最近注目を集めているのは東シナ海における具体的な天然ガス田の開発をめぐる日中両国の対立である。特に、日中の中間線から僅か数kmほど中国寄りに位置し、2006年前半の生産開始を予定している中国・春暁ガス田（日本名「白樺」）や断橋ガス田（日本名「楠」）などの開発問題である。日中間の大陸棚の境界画定が未決定であることに加えて、この区域では鉱床が海底地下において中間線を跨って存在している可能性があり、中国側の開発により日本側の鉱床の資源が吸い取られてしまうという懸念がある。日本側の開発中止の抗議と地下構造のデータなどの情報提出要求、中国側の境界画定問題の棚上げを前提とした共同開発の提案、日本側の中間線海域での地質調査の開始とそれに対する中国の抗議、日本による春暁・断橋を含む三海域における中間線内鉱区での日本企業（帝国石油）に対する試掘権の付与など、2004年6月以来の両国の一連の動きは緊張の度を深めながらエスカレートしている。しかし、国連海洋法条約によれば、関係国は経済水域・大陸棚の境界画定の合意に達するまでの間、理解と協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う、と定められている。⁽³¹⁾ 2004年7月に、米国が、①境界線画定のための最終合意、②最終合意までの暫定的取極、③最終合意に支障を与えない自制、を両国政府に要請したもの（沖縄新報・沖縄タイムス（2004年7月17日付朝刊）、また日本政府が、1970年ごろ民間石油開発会社から開発に向けた試掘権の申請を受けたが、経済水域の境界が未確定として保留したの

も(朝日新聞、2005年9月30日付)、このような条約規定に対する配慮からであると考えられる。境界画定の最終合意が困難であれば、次に述べるような共同開発方式を含む暫定の方策を協議することが要請されるし、また、単一の鉱床がある場合には、欧州諸国の関係国間で効率的開発と収益配分について合意に達するよう努力することを約束した幾つかの二国間協定があることも参考にされてよいであろう。⁽³²⁾

(2) 共同開発方式の導入の可能性

既述したように、大陸棚の境界画定原則についての日韓両国との基本的立場の相違から、五島列島西方から沖縄本島北方にかけて広がる海域において両国が設定した鉱区が重複したため、1970年11月より3回にわたって政府間交渉が行われることとなり、その結果、1974年に両国間に大陸棚協定が締結された。この協定は「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定」(北部協定)と「日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定」(南部協定)の二つの協定からなり、北部協定は中間線方式によって大陸棚の境界線を決定しているが、南部協定は、両国の主張が重複する海域を当時世界でも類を見ない共同開発という実際的解決によってその部分の天然資源を有効利用しようとするものである。ただし、これは境界画定を50年間棚上げして資源開発の現実的解決を優先しただけで、境界に関するそれぞれの主張を放棄したものではない。なお、両締約国の開発権者はそれぞれ共同開発区域において採取される天然資源につき等分の分配を受ける権利を有し(9条1)、当該天然資源の探査および採掘のために要すると合理的に認められる費用は、両締約国の開発権者の間で等しい割合で分担される(同条2)。これに対して中国は、日韓間の合意は中国に適用されず、この日韓の共同開発区域も中国の大陸棚であると主張したことがある。

国際司法裁判所も、北海大陸棚事件の判決において、境界画定の交渉が不調の場合の共同開

発の可能性を示唆しているが、大陸棚の境界画定を棚上げにして、共同開発区域を条約で定めた例としては、1989年のオーストラリアとインドネシア間の「インドネシアの東チモール州と北部オーストラリア間の区域における協力区域に関する条約」(チモール・ギャップ条約)、あるいは、「1990年マレーシア・タイ合同機関の構成及び設立に関する他の問題に関するマレーシア政府とタイ王国政府の間の協定」などがある。⁽³³⁾

おわりに

法的観点から見た東シナ海における境界画定に関する基本的争点は、画定基準を定める法原則について「等距離基準・特別事情」と「衡平原則・関連事情」のいずれを一般的規則として認めるかということであるが、現在までのところ両者の理論的相違は解消されていない。海域の境界画定に関する国際法原則が未確定のまま日本が等距離・中間線原則を基準とする国内法を制定したことには、政策論的見地からさまざまな評価があり得るであろう。だが、地理的要因の重視とともに、重なり合う大陸棚の境界画定基準としての自然延長論は決定的なものではなく国際判例の中では次第に比重を低下しつつあること、また、経済水域概念が定着するにつれ、200カイリの距離基準に包摂される大陸棚の概念が経済水域制度の中に吸収されて、向かい合う国間における200カイリ未満の海域の境界画定基準も、衡平な解決を図るために、中間線を暫定的に引いた上で個々の関連事情を具体的に考慮してその暫定線を修正するという方向に進んでいることは、ほぼ確認できる。

東シナ海における資源開発の問題は、海底の問題にとどまらず上部水域の漁業資源を規律する側面も含んでおり、しかも経済水域制度が200カイリ水域をその海底とともに含む立体的概念であるところから、境界画定についても、経済水域制度と大陸棚制度の関係の問題を避けて議論するわけにはいかない。ここで問題は、大陸棚と経済水域に共通する単一の境界線、しかも

経済水域の距離基準制度に引っ張られた単一の境界線が東シナ海における大陸棚の境界画定にも及ぶかどうかである。チュニジア対リビア大陸棚事件とメイン湾海域境界画定事件以後、大陸棚と経済水域を単一の境界で画定することが一般的になったという指摘はあるものの、⁽³⁴⁾ 国際裁判における当事国間の「合意」があれば別であるが、大陸棚と経済水域の両海域に共通する単一の境界線の設定をいかなる場合にも当事国に期待することはできないと思われる。この点に関しては、更に諸国の国家実行と判例の集積を待たなければならないであろう。⁽³⁵⁾

このように、東シナ海における境界画定に関しては、境界画定基準としての自然延長論の相対的な比重低下や、合意に基いて単一の境界線を設定しようとする若干の傾向などを考慮すると、中間線を基準とする日本の立場に有利な国際法状況が進展しつつあるように見える。また、たとえ境界画定基準として「等距離原則・特別事情」よりも「衡平原則・関連事情」の基準が司法判断において多用されるとても、「地理的要因」が重視される国際判例の趨勢を考えると、日本との関係において地質的・海底地形的要因を重視してきた中国（及び韓国）の法的立場は弱くならざるをえない。

この問題について、日本と中国は共同開発方式を視野に入れた交渉を継続しているが、未だに合意をみていない。その理由には、法的問題の他に政治的・外交的考慮をはじめとするさまざまな解決困難な要因が存在するのであろう。しかし、国連海洋法条約体制の始動を契機に、「海洋の自由」から「海洋の管理」へと海洋秩序が転換し始めたこの時期に、⁽³⁶⁾ 東シナ海の近隣関係国すべてが妥協と協力によってその適正な開発・利用のあり方を真剣に模索することが要請されている。経済水域・大陸棚の境界画定の原点は国際法に基づく関係国間の「合意」であり、未だ生成・発展の途上にある境界画定の国際法原則を相互に主張するのみで対峙し続けるよりも、最終的な合意に至るまでの間の次善の合意である「暫定的な取極」をもって東シナ海

の海洋管理全般の諸問題に対応することを考えてよい。また、今までのところ資源開発の観点からのみ境界画定問題が議論されている嫌いがあるが、環境・航行・観光・安全保障など当該海域のもつ価値を多角的に評価し、有効な規制と管理を行うために、海域の全体的見地から関係国それぞれが責任と役割を担う制度の構築が望まれる。

海洋に引かれる各種の境界（ボーダー）は、海をめぐる諸国間の緊張関係が生み出す接点として国際社会の現実と期待を反映するものであり、そのような国際的境界の一つとして沿岸国が設定する経済水域や大陸棚の海洋空間において、海洋資源の探査・開発の面とその保存・管理の面とをいかに有機的に調整し効果的に組織して行くか。海の国際的境界は基本的には領土・領海などの国家領域を基盤としながらも、海洋空間の社会的管理という視点を導入しながら、二国間、地域的又は世界的な国際関係諸要因の複合的発展に対応する機能を果たして行くことが期待される。政治的に不安定で地理的にも複雑な日本周辺の海には、海洋の境界とその画定をめぐる争いがあり、そこに適用されるべき国際法原則が未だ成熟していない現在、重要なことはこのような国際的な境界（ボーダー）のもつ意義についての視点を見失わないようにすることである。⁽³⁷⁾

注

- (1) 第三次国連海洋法会議で1982年4月30日に採択、1994年11月16日効力発生。日本は1983年2月7日に署名、1996年6月20日に批准書を寄託し、日本について効力発生。全文320カ条と9附属書からなる海洋法の包括的な条約。当事国は147カ国（2005年末現在）。先進諸国の加盟を促すため、同条約の第11部（深海底）の規定を大幅に改正した国連海洋法条約第11部実施協定が1994年7月30日に国連で採択され、これにより米国を除く殆どの先進諸国（日本を含む）も条約当事国となった。
- (2) 筆者は、2003年度及び2004年度の沖縄県委託事業として（社）海洋産業研究会が実施した「沖縄

県における海洋資源開発及び利用等に関する基本調査」において、東シナ海における大陸棚の境界画定問題を「補論（1）（2）」として報告したことがある（同調査報告書（I）・（II）参照）。本稿は、それに修正・加筆を施して論文として纏めるとともに、この問題をめぐる最近の日中間の動きを新たに取り入れて再考察したものである。

- (3) Cf. C. H. Park, *East Asia and the Law of the Sea*, Seoul National University Press (1983), p.1.
- (4) これらの条項は、境界画定の問題を当事国間の話し合いによる「合意」によって解決することを規定するとともに（74条1項、83条1項）、適当な期間内に合意を得られない場合の紛争解決の義務を定め（各2項）、第1項の合意が得られるまでの暫定的取極を行うための努力義務を規定し（各3項）、関係国間で有効な協定がある場合にその協定で画定問題を解決する義務を課している（各4項）。
- (5) 水上千之『日本と海洋法』有信堂（1995年）、140頁。
- (6) 山本草二『海洋法』三省堂（1992年）、207頁。
- (7) 同上。
- (8) 経済水域の境界画定に関して最終的に採択された国連海洋法条約74条1項（大陸棚の場合は83条1項）は、その前段階の草案（1980年の「海洋法条約草案」）では、「隣接または相対する国の排他的経済水域の境界画定は、衡平の原則に従い、適当な場合には中間線または等距離線を用い、すべての関連する事情を考慮して、合意により決定されなければならない」とされていた。この条約草案の規定を衡平原則の立場に立つものと考えて、その後等距離派の理解を得やすいための努力の末に現在の条約規定に落ち着いた、という説明がなされることもある（日本海洋協会『国連海洋法条約各条検討』（昭和61年）51頁参照）。確かに両者を比べると、合意により決定するという点は変わらないが、1980年草案で言わたった「中間線または等距離線」への言及がなくなっているに代わりに「国際司法裁判所規38条に規定する国際法」に基づくこととされている。そのため、等距離原則が後退する結果となつたようにも見える。しかし、等距離原則が排除されたわけでもない。いずれにせよ、境界画定における「衡平」ということが強調されているのは間違いない。ただしそれは、「衡平の原則に従う」ということではなく、「衡平な解決

を達成するために」境界画定の合意が行われることである（同上書、32頁参照）。

- (9) 1958年の「大陸棚に関する条約」（大陸棚条約）の草案を準備した国連の国際法委員会（International Law Commission:ILC）は、大陸棚の境界画定に適用しうる一般原則を等距離原則に基づいて定式化できるとしたが、その際に基礎に置かれたのは等距離原則に基く領海の境界画定に関する提案であった。同提案は国際法委員会で審議されていなかったにもかかわらず、反対を押し切って大陸棚の境界画定問題に導入されたといわれている。三好正弘「海底制度の形成史—大陸棚と深海底の制度化について—」、栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開』（現代海洋法の潮流 第1巻）、有信堂、178—9頁。
- (10) 拙稿「大陸棚開発で予想される紛争」朝日ジャーナル（1979.1.26）、31頁。
- (11) 水上、前掲書、139頁。
- (12) 平成8年6月14日公布（法74）、平成8年7月20日施行。
- (13) 芹田健太郎『日本の領土』中公叢書、216—217頁。
- (14) 水上、前掲書、121頁。
- (15) 山本、前掲書、207—208頁。
- (16) 水上、前掲書、140—141頁。
- (17) 三好正弘「海洋の境界画定」国際法学会編『海』（日本と国際法の100年 第3巻）三省堂、170—171頁。
- (18) 衡平な解決のための衡平原則の適用といった問題がわが国の境界画定に関わってくるのは、外国との合意で中間線以外の境界線を求めるという事態になった場合に限られるであろう。三好、前掲論文「深海制度の形成史」、184頁。
- (19) 山本、前掲書、207—209頁参照。
- (20) 「関連事情」として例示されるのは、大陸棚地域の地質学的な構造とか、海岸線の一般的形状のほか著しい湾入、陥没、海溝等の特殊な形状、海岸と沖合海底地域の相関関係などの海岸の地理学的な形状、鉱床の一元性、その国に帰属する大陸棚の範囲と海岸線の長さとの比率である（「北海大陸棚事件」判決）。そのほか、石油開発免許の発給とか、陸上の国境線が帰着する点の海岸にほぼ垂直に引いた線で紛争当事国が事实上尊重しているもの、などの事情も含められる（「チュニジア・リビア大陸棚事件」判決）。山本、前掲書、209頁。また島の存在の効果について、同書、209—212頁参照。

- (21) 山本、前掲書、201—202頁。
- (22) Cf. D.P. O'Connell, *The International Law of the Sea*, Vol. I (1982), pp. 728-730.
- (23) 両制度を別個に位置づけるものとして次のような見解がある。「大陸棚はEEZの登場までに四半世紀の歴史を有し、この間にその境界画定も20余の数に上っていた。後にEEZの境界画定の必要性が生じた際には、大陸棚の境界線は与件とされたであろう。また、大陸棚の境界画定に際して考慮される要因とEEZのそれの要因とは異なることが考えられ、この面からも両制度を別個に位置づける立場が有力になっているように思われる」(三好、前掲論文「海洋の境界画定」、168頁)。
- (24) 水上、前掲書、141—142頁。日韓大陸棚協定によって正式な境界画定は棚上げされているものの、新日韓漁業協定(1998年)の締結交渉時に、「当初、韓国側は排他的経済水域の境界画定を行うべきであるとの姿勢を見せていたが、1997年8月の交渉においてその立場を変更した」(拙稿「海洋法の発展と日本」国際法学会編『海』、日本と国際法の100年 第3巻、三省堂、19頁)のも、そうした見通しに立ったものと思われる。
- (25) 水上、前掲書、141—142頁。
- (26) 同上。
- (27) 前掲拙稿「大陸棚開発で予想される紛争」、31—32頁参照。
- (28) 三好、前掲論文、186頁。
- (29) 例えば、2005年1月12日、中国の王毅駐日大使は東京都内の大学で講演し、東シナ海の日中境界線について、「(日中) 中間線は日本側の主張。互いに交渉した結果ではなく、これから交渉が必要になる」と述べて、日本が主張する中間線は受け入れられないとの考え方を強調している(読売新聞、2005年1月13日朝刊)。
- (30) ある中国人研究者の見解で、私的情報に基づく。
- (31) 74条3項(経済水域)及び83条3項(大陸棚)。「暫定的な取扱」は最終的な境界画定に影響を及ぼすものではないとされている。なお、東シナ海における中国の大陸棚開発はいずれも実際に日本の主張する中間線より中国大陆寄りの海域で行われてきており、中国側の慎重な姿勢の現われと見ることができる。
- (32) 最近の東シナ海におけるガス田開発をめぐる日の対立について、田中則夫「国際法から見た春曉ガス田開発問題」、『世界』(2005. 8)、20—24頁参照。
- (33) 共同開発方式にしても、中国が日韓大陸棚共同開発に反発していること、中国と台湾との関係の問題など、前提として解決すべき問題があることにも留意する必要がある(水上、前掲書、138頁)。また、境界画定の困難な海域の共同開発と画定した上での共同開発の事例を合わせて十数個の例があり、すべてが予期された成功を収めているわけではないが、かなり現実的な成功を見せていているものもある(三好、前掲論文「海洋の境界画定」、187頁)。
- (34) 大沼保昭編著『資料で読み解く国際法〔上〕』(第2版)、東信堂(2002年)、173頁。
- (35) この点に、境界画定をめぐる海洋法の流動的な現段階において、日本が中間線に依拠する経済水域の境界線をもって中国との大陸棚の境界線とすることに十分な展望を持ち得ない理由があり、他方、中国としても、経済水域の境界線をもって大陸棚の境界線とされるか、あるいはそれに近いものとされるかの危惧をもつ理由があると思われる。
- (36) 杉原高嶺「海洋法の発展の奇跡と展望—*mare liberum*から*mare communue*へ—」、栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開』有信堂(2004年)、271—295頁参照。
- (37) 拙稿「海洋教育における国際法の視点」沿岸域学会誌、第18巻第1号(2005・6)、13頁参照。また、国際法一般および海洋法における「境界」の意義について、拙稿「国際法における『境界』の空間的構造」、広部・田中編『国際法と国内法』(山本草二先生還暦記念論文集)、勁草書房(1992年)、273—299頁参照。